

# 社会福祉法人白雪会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白雪会の役員等の報酬について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事及び監事、評議員をいう。

2. 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

## (評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事及び監事が評議員会の要請を受けて出席した場合も同様とする。

2. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (理事会の出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (役員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4. 週平均2日以上または月に4日以上業務にあたる役員に対しては、別表4により、月額報酬を支払うことができる。

5. 前項にあたる役員に対しては、別表2及び別表3に係る報酬及び実費弁償費並びに第7条に係る報酬支出は、これを行わないものとする。

## (監事の報酬等)

第6条 監事が理事会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日に併せて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費は、これを支払わないものとする。

2. 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導ま

たは監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。  
3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のために出張する場合は、別表5により報酬及び旅費を支給することができる。

2. 旅費は、実費を支給する。
3. 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
4. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の承認を経なければならない。

(補則)

第11条 本規程の実施に際し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1. この規程は、平成29年 6月 7日より施行する。

別表1 (日額)

名 称	報 酬 額	実 費 弁 償 費
評議員会出席報酬等	7,000円	3,000円

別表2 (日額)

名 称	報 酬 額	実 費 弁 償 費
理事会出席報酬等	7,000円	3,000円

別表3

名 称	報 酬 額	実 費 弁 償 費
理事長業務報酬等	7,000円	3,000円
理事業務報酬等	7,000円	3,000円
監事監査指導報酬等	7,000円	3,000円

別表4

役員業務報酬	報 酬 額
週平均20時間未満	50,000円
週平均20時間以上	150,000円

別表5

報酬額	旅 費	宿泊費	その他
10,000円	実 費	実 費	実 費